

地域包括支援センター
各務原市市内介護事業所等 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省老健老人保険課からの通知（別添資料）に基づき、本市の取扱いは以下のとおりとしますので、周知します。

1 認定調査が困難な場合における有効期間の取り扱いについて

現在各務原市においては、厚生労働省老健局老人保健課より発出された「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」により、被保険者への認定調査が困難であると認められた場合、申請をいただくことにより、従来の有効期間に新たに6か月を延長（合算）しております。

今回、厚生労働省老健局老人保健課より別紙のとおり通知があったことに伴い、コロナウイルス感染症にかかる延長（合算）は、有効認定期間が**令和5年3月31日**までの被保険者に限り適用できることといたします。

令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える方については、通常通り更新認定を実施することといたしますので、ご了承ください。

2 参考資料（別添参照）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて（厚生労働省）

介護保険課介護認定係
担当：戸田
電話：058-383-1970